

2018~2030

青森県地球温暖化対策推進計画 —概要版—



平成30年3月改定
青森県

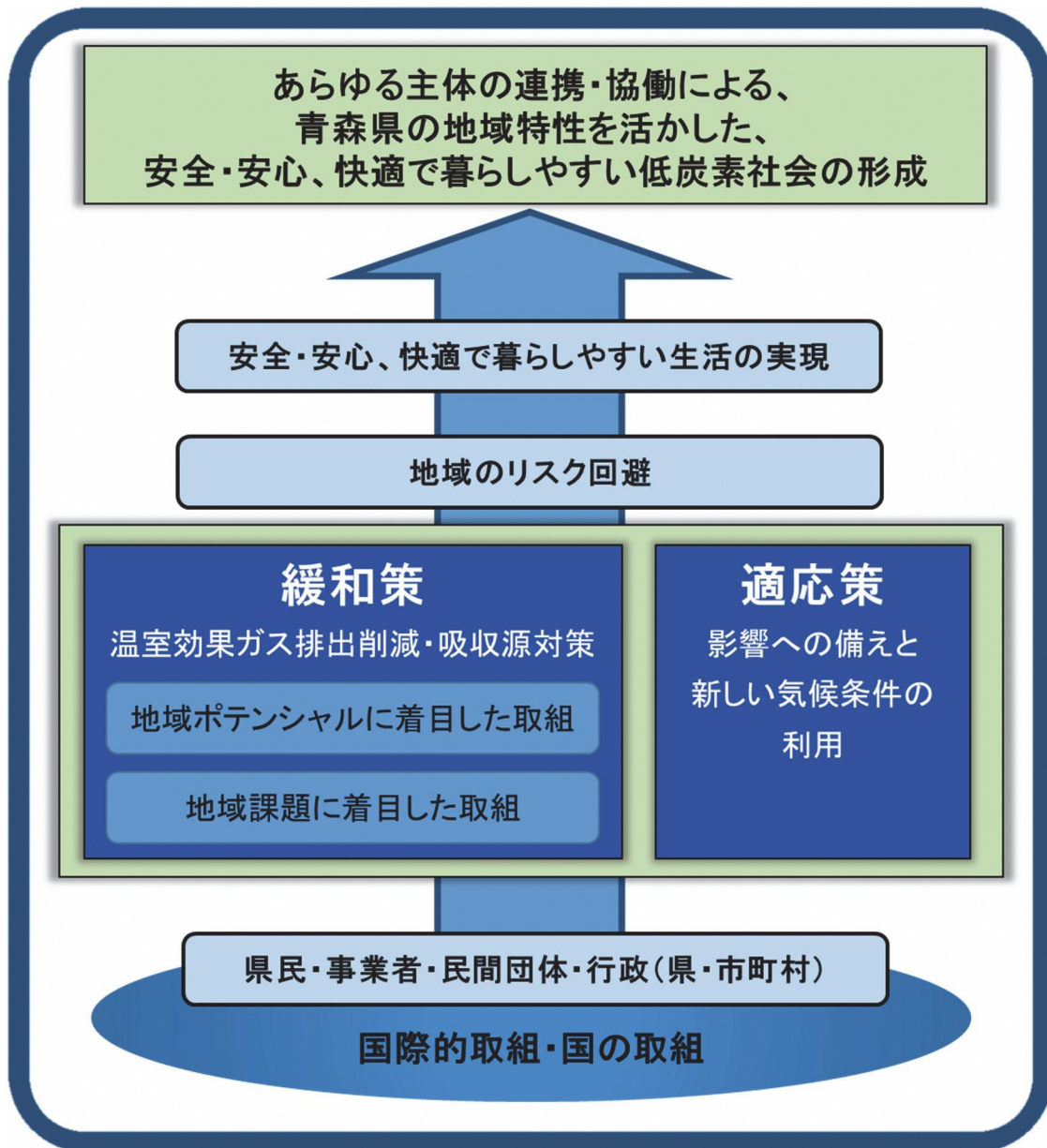
1 計画策定の趣旨

2015（平成 27）年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（平成 32）年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、翌年発効されました。

また、我が国においても 2016（平成 28）年 5 月、2030（平成 42）年度までを計画期間とする「地球温暖化対策計画」が策定されたところです。

青森県では、2011（平成 23）年 3 月に、「青森県地球温暖化対策推進計画」を策定し、これまで、本県から排出される温室効果ガスを 2020 年度に 1990（平成 2）年度比で 25%削減することを目標に掲げ、温室効果ガス排出削減というプロセスを通じた「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を活かした、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を念頭に地球温暖化対策に取り組んできたところですが、国内外の動向を踏まえ、従来の計画を改定し、2030（平成 42）年度までを計画期間とする新たな計画として本計画を策定しました。

青森県地球温暖化対策推進計画の目指す姿



2 計画の基本事項

1. 計画の位置付け

地球温暖化対策推進法 第 21 条第 3 項で策定することが義務付けられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」と位置付けます。

2. 計画の対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に基づく 7 種類の温室効果ガスを対象とします。

3. 計画期間、基準年度及び目標年度

計画期間	2018（平成 30）年度～2030（平成 42）年度
温室効果ガス削減目標の基準年度	2013（平成 25）年度
温室効果ガス削減の目標年度	2030（平成 42）年度

3 地球温暖化のメカニズムと影響

1. 地球温暖化のメカニズム

地球温暖化とは、人工的に排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これを原因として地表面の温度が上昇する現象です。

私たち人類が産業活動や便利なくらしに使用するエネルギーを得るため、大量の化石燃料（石油、石炭など）を燃やしたことにより二酸化炭素が大気中に蓄えられ、温室効果が強くなりすぎたことが地球温暖化の主な原因と考えられています。

2. 地球温暖化が及ぼす影響

本県においても、地球温暖化の影響と考えられる現象が見られ始め、今後も増加することが懸念されます。

青森市の年平均気温は、1886（明治 19）年以降 100 年当たり 1.9℃の割合で上昇しており、全国的な傾向と同様、1990（平成 2）年頃から高温の年が多くなっています。

4 本県の有する地域ポテンシャル

本県は豊かな自然条件からもたらされる豊かな環境や資源に恵まれており、こうした地域ポテンシャルを生かした取組を進めます。



豊富な再生可能
エネルギー資源



農林水産業
(全国有数の食糧供給県)



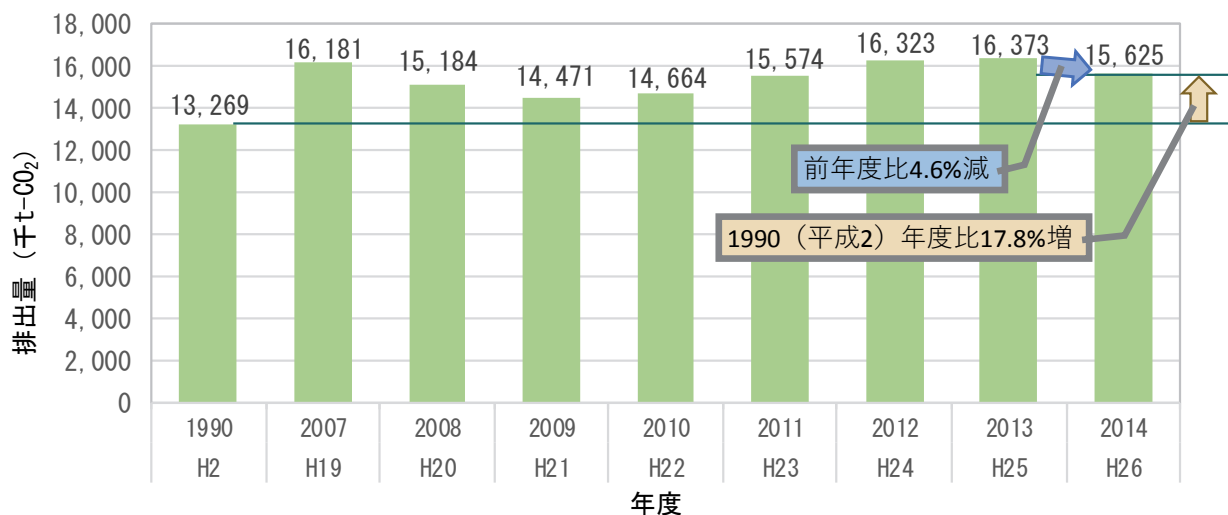
豊富な森林資源

5 本県の温室効果ガス排出状況

本県における直近の2014（平成26）年度の温室効果ガス排出量は、15,625千t-CO₂となっており、前年度（基準年度）比で4.6%の減少、前計画の基準年度である1990（平成2）年度比では17.8%増加しています。

また、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量は14,154千t-CO₂となっており、前年度（基準年度）比で4.3%の減少、前計画の基準年度である1990（平成2）年度比では18.1%増加しています。

図 青森県における温室効果ガスの推移



6 本県の目指す将来像と温室効果ガスの削減目標

1. 目指す将来像（方向性）

「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を活かした、安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」

主な場面における持続可能な低炭素社会のイメージ

(1) 事業活動（地域産業の振興）

- 低炭素型事業経営によるコスト削減と競争力向上
- エネルギー資源を活かした産業の創出・育成
- バイオマスの利用等による循環型・低炭素型農林水産業、地産地消の促進による地域産業の活性化

(2) 県民生活（日々の暮らし）

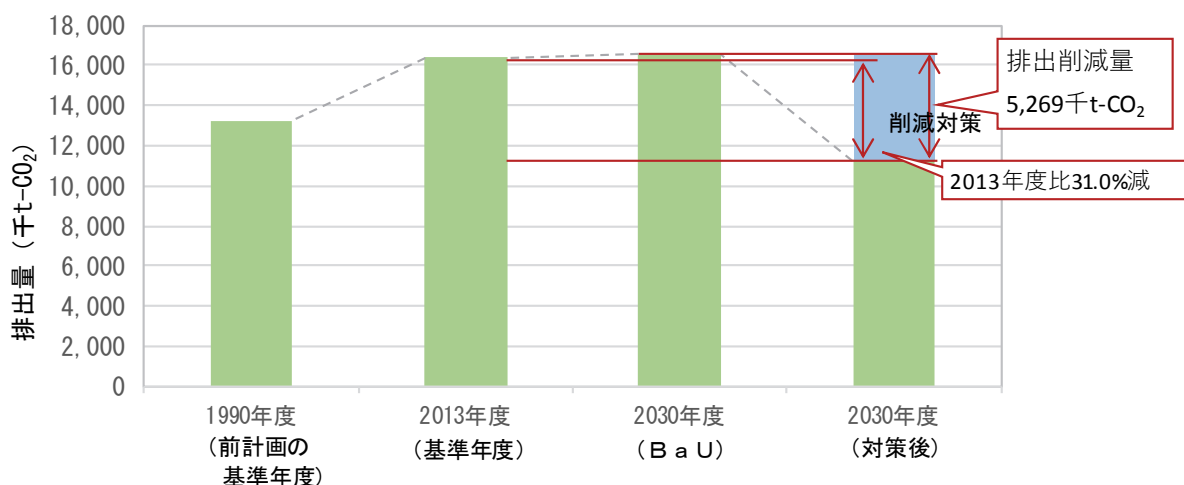
- 雪と寒さに強い青森型省エネ住宅、ゼロエネルギーハウス（ZEH）で快適生活
- エコで賢い移動（スマートムーブ）の実践
- 省エネルギー・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択

(3) まちづくり

- 再生可能エネルギー利用による融雪等で冬でも歩けるまち
- 利便性が高く低炭素型の交通体系
- 環境負荷の少ない安全・安心・快適・健康なまち

2. 温室効果ガス削減目標の設定

温室効果ガス削減目標 2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比31.0%削減



7 目指す将来像の実現に向けた取組

リーディングプロジェクトと重点取組

低炭素社会の実現のためには、行政・県民・事業者・各種団体等すべての主体が連携・協働の下、各部門において温室効果ガス削減に向けた各種施策を実施していくことが必要です。

①リーディングプロジェクト

「本県の地域ポテンシャル」及び「地域課題解決に向けた視点」に加え、これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、目指す将来像の実現に向けてこれから取り組むべき施策の方向性について、リーディングプロジェクト「低炭素あおもりプロジェクト」として各種施策を整理します。

また、県民、事業者、行政等による総合的な取組の効果を把握するために、各プロジェクトには可能な限り「モニタリング指標」を設定し、その指標の実績値の確認による進捗管理を行いながら、施策の展開につなげていくこととします。

② 重点取組

各リーディングプロジェクトの中でも、計画の目標達成に向けて、県が今後概ね5年間戦略的・集中的に推進する取組として、重点取組を設定します。

また、取組の成果指標として、可能な限り対策評価指標を設定するとともに、概ね5年程度の目標値も併せて設定し、取組状況の「見える化」を図りながら進捗管理を行います。

<地域ポテンシャルを活かした施策の展開>

プロジェクト1 再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

- (1) 風力発電の導入促進
- (2) 太陽光発電設備の導入促進
- (3) 地熱・地中熱の利用促進
- (4) スマートコミュニティの普及促進

プロジェクト2 低炭素型農林水産業推進プロジェクト

- (1) 農林業における再生可能エネルギー循環システムの形成
- (2) 環境保全型農業の推進
- (3) 農産物の地産地消促進

プロジェクト3 青い森の森林吸収対策プロジェクト

- (1) 間伐の促進
- (2) 木材の地産地消の促進
- (3) J-クレジット制度の活用等を通じた森林整備の促進

<地域課題解決に向けた施策の展開>

プロジェクト4 中小事業者等省エネ化プロジェクト

- (1) 省エネルギー対策に係る情報提供、技術的支援等の推進
- (2) 国の補助金等支援制度及び既存の融資制度等の活用促進
- (3) 市町村施設の省エネルギー化の促進
- 【重点取組】 中小事業者等の省エネ対策によるCO₂排出量及びエネルギーコスト削減の推進
 - ◆省エネ対策に係る情報提供の充実・強化
 - ◆省エネ診断の受診及び省エネルギー対策の実施促進
 - ◆省エネ設備導入サポート

＜地域課題解決に向けた施策の展開＞

プロジェクト5 低炭素型住宅・ライフスタイル推進プロジェクト

- (1) 厳しい環境に対応した青森型省エネ住宅の普及促進
- (2) 長寿命化、省CO₂対策の促進
- (3) ZEH、再生可能エネルギー活用等新技术への対応促進
- (4) 低炭素型ライフスタイルの実践に向けた各主体連携による普及啓発の推進
- 【重点取組】 省エネ住宅・設備等の普及促進及び家庭における環境配慮行動の促進
 - ◆省エネ住宅の普及、ZEHのモデル構築及び普及
 - ◆県民の環境配慮への意識啓発、環境配慮行動の継続的な実践の促進

プロジェクト6 低炭素型交通普及促進プロジェクト

- (1) 県民、事業者の総参加によるスマートムーブ※1の取組の推進
- (2) 次世代自動車の加速的普及に向けた取組の推進
- (3) 公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会の仕組みづくりの推進
- 【重点取組】 エコで賢い移動「スマートムーブ」の普及・推進
 - ◆スマートムーブの普及啓発
 - ◆スマートムーブ通勤の推進
 - ◆モビリティ・マネジメントの普及推進

プロジェクト7 もったいない・あおもり県民運動・環境教育推進プロジェクト

- (1) 低炭素社会づくりに向けた県民運動の展開
- (2) あおもりエコの環スマイルプロジェクトの拡大
- (3) 地域の人財を活用した環境教育の推進
- (4) 気候変動の理解促進
- 【重点取組】 各主体が連携した県民総参加型「もったいない・あおもり県民運動」の取組強化と次世代の担い手づくり
 - ◆県民・事業者の環境配慮への意識啓発、環境配慮行動の継続的な実践につながる仕組みづくり（一部再掲）
 - ◆環境教育の推進

プロジェクト4 中小事業者等省エネ化プロジェクトの例

モニタリング指標

指標名	単位	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
産業部門における出荷額当たりのCO ₂ 排出量	t-CO ₂ /千万円	31	32	31	27
業務その他部門における床面積当たりのCO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /㎡	190	200	201	196

対策評価指標および工程表

重点取組	主な施策の工程表(概ね5年程度の取組)				
	H30	H31	H32	H33	H34
指標:省エネルギー無料診断制度利用施設数(件) 単位:件 現状値(H28):33件 H34年度(各年度)利用施設数の増					
指標:省エネ診断受診後、省エネ設備を導入した施設数(件) 単位:件 現状値(H28):3件 H34年度(各年度)導入施設数の増					
	医療・福祉	卸売業・小売業			排出状況を踏まえ対象業種を選定

8 地球温暖化への適応策

本県の適応策の推進については、国が設置した「気候変動適応情報プラットフォーム」の活用など情報収集に努めるとともに、「気候変動の影響への適応計画」（2015（平成27）年11月策定）に基づき継続的に行われる気候変動及びその影響の観測・監視や予測と関係府省庁において実施される具体的な施策を踏まえ、①本県における気候変動影響のリスクの把握・整理、②分野ごとに既往の適応策と今後実施すべき施策の整理及び③適応策に関する進行管理の仕組みを検討した上で、推進していくこととします。

9 計画の推進体制

1. 計画の進行管理体制

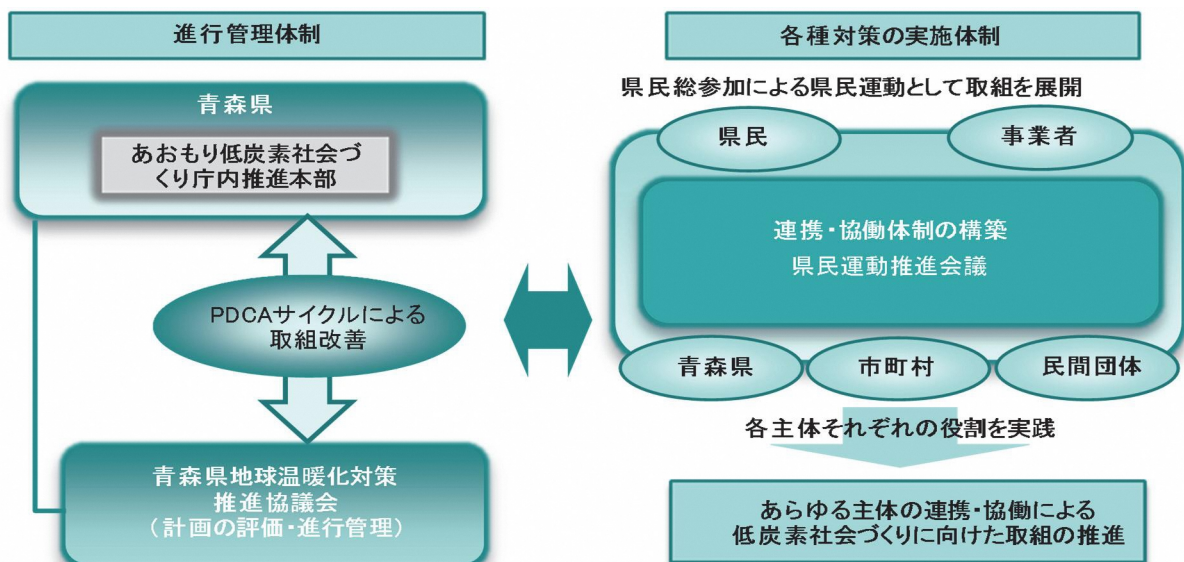
本計画の着実な推進を図るため、県民、事業者、有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進協議会」において計画の評価、進行管理を行います。

県の取組については知事を本部長とする「あおり低炭素社会づくり庁内推進本部」において部局横断的な取組を進めるとともに、進行管理を行います。（図）

また、温室効果ガスの排出状況、リーディングプロジェクトに掲げる「モニタリング指標」及び重点取組に掲げる「目標値を設定した対策評価指標」等により施策の実施状況を毎年度把握し、広く県民に公表します。

2. 計画の実施体制

青森県地球温暖化対策推進計画の推進体制



青森県環境生活部環境政策課

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話：017-722-1111（代表）/F A X：017-734-8065

Eメール：kankyo@pref.aomori.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html>

平成30年3月改定